

令和2年 7月20日

武蔵村山市長 殿

団体の名称 榎3丁目地区街づくり準備会

代表者の氏名 波多野 政俊



地区まちづくり準備会認定申請書

地区まちづくり準備会の認定を受けたいので、武蔵村山市まちづくり条例第9条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

認定を受けようとする 地区まちづくり準備会の名称	榎3丁目地区街づくり準備会
代表者氏名	波多野 政俊
活動の対象とする地区	榎3丁目
活動の目的及び方針	「歩いて暮らせるまち」を基軸に都市核地区にふさわしい市街地形成ならびに良好な居住空間の形成を目指す
会則、規約等	別紙のとおり
添付書類	(1) 役員及び構成員の名簿 (2) 会則、規約等

(日本産業規格A列4番)



榎3丁目地区街づくり準備会 役員・構成員名簿

2020年8月13日現在

	氏名	役職	住所	備考
1	会長	波多野 政俊	武蔵村山市榎3-116-1	地権者
2	副会長	荻野 光徳	武蔵村山市本町3-63-5	地権者
3	会計	乙幡 草吾	武蔵村山市榎3-60-1	地権者
4	広報	池田 卓	立川市柏町4-40-15	地権者
5	アドバイザー	石塚 典久	武蔵村山市学園1-17-3	都市計画コンサルタント経験者
6	アドバイザー	米原 慎二	武蔵村山市学園3-28-18	行政書士

榎3丁目地区街づくり準備会会則

第1条 (名称)

本会は、「榎3丁目地区街づくり準備会」(以下本会という)と称する。

第2条 (目的)

本会は、武蔵村山市まちづくり方針(都市マスタープラン)に規定されている「市の中心核としてふさわしい街並み(すなわちにぎわい空間並びに良好な住環境の形成)を「walkableで居心地がよく歩きたくなるまちなか」を軸として以下を目的とする。

- ① 公民連携によるまちづくりを推進することにより持続可能な地域を実現する。
- ② 市民等、事業者、市の相互の信頼と役割分担のもと三者で協働する。
- ③ 土地についての公共の福祉優先等について定める土地基本法(平成元年法律第84号)の理念及び環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等について定める環境基本法(平成5年法律第91号)の理念を踏まえて行う。
- ④ 地域及び地区の特性を生かして狭山丘陵に代表される緑を守り、育みながら、全ての人に優しく、生き生きと暮らせるまちにしていく。
- ⑤ なお、政治的活動・宗教的活動や営利を目的としない。

第3条 (活動内容)

本会は、前条の目的を達成するため次に掲げる活動を行う。

- (1) 「地区内全域に於いては、「walkableで歩きたくなるまちなか」を実現するために必要な空間づくり並びに関係機関との協議
- (2) 「地区幹線道路沿道地区」に於いては、賑わい空間を誘導するための空間づくり並びに関係機関との協議
- (3) 「低層住宅地区」並びに「住宅地区」に於いては、地区内通過交通を抑制すべく良好な住宅環境づくり

並びに関係機関との協議

- (4) 地区内公園並びに駅前広場を含む公共空間に於いては、「人」中心の空間づくり並びに関係機関との協議
- (5) 地域の課題解決並びに関係機関との協議
- (6) 緑地保全及び活用に関わる情報提供並びに啓発活動
- (7) その他目的を達成するための活動

第4条 (会員等)

本会の会員は、第2条の目的に賛同し活動意欲のある榎3丁目地区に居住する住民、土地所有者、借地権者、建物所有者並びに事業を営む者等（以下地区住民等という）とし、本会が入会を認めたものとする。

- 2 本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書を提出し、役員会の承認を得なければならない。
- 3 会員は、第12条に定める年会費を負担するものとする。
- 4 会員は、ボランティアとして本会を運営し、「地区まちづくり計画」(案)をまとめるにあたり、本会の内外で特定の会員並びに役員を誹謗中傷してはならない。
- 5 会長は、多数の発議に基づき、地区以外の者で、本会の目的並びに趣旨に賛同する個人、地区に関する各種団体の関係者に対して、アドバイザーとして本会の運営に参加要請することができる。但し、アドバイザーには、議決権を付与しない。

第5条 (退会等)

会員は、退会しようとするときは事前にその旨を届け出なければならない。

- 2 会員の解散または死亡したときは、退会したものとみなす。
- 3 会員が本会の目的に反する活動をし、または本会の活動に著しく支障を及ぼす恐れのあるときには、会長は、その者を退会させることができる。
- 4 会員は、前条第1項に定める要件を満たさなくなった場合は、会員としての資格を喪失するものとする。但し、会長は、当該会員を前条第5項に定めるアドバイザーとして、継続運営に参加することを要請できるものとする。

第6条（運営委員）

本会の運営を適正かつ円滑に行うため、15名以下の運営委員を会員等の中から選任するものとする。

- 2 運営委員の任期は2年間とし再任は妨げないものとする。
- 3 運営委員の選任は、立候補及び会員相互の推薦にかかる一定の受付期間を経て、受付期限（以下指定日という）までに、立候補した者及び会員が推薦した者の中から、総会に於いて決定する。
- 4 任期中の運営委員の辞任は、本条に定める運営委員会の承認を得るものとする。
- 5 運営委員の辞任に伴う補充は、総会にて決定する。その場合の任期は、辞任した運営委員の任期とする。

第7条（役員）

本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名以内
- (3) 事務局2名以内
- (4) 会計2名以内
- (5) 広報2名以内
- (6) 監事2名以内
- (7) 運営委員長1名

上記の役員は、運営委員から選出し、総会にて承認を得るものとする。なお、複数役員の兼任も可能とする。

- 2 会長は、本会を代表し本会の運営を統括する。会長は、必要に応じて運営委員による運営委員会を開催する。
- 3 前項のほか、会長は、運営委員の3分の2以上の要請があったときには、運営委員会を開催する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があった時には、これを代行する。また、部会を設置する場合は、原則として副会長が、部会の運営を統括する。
- 5 事務局は、事務を統括し、会員名簿を適正に管理する。

- 6 会計は、会費の徴収及び本会の運営費を適正に管理する。
- 7 広報は、広報原稿を作成し、自ら策定する配布計画に基づき、広報活動を実施する。
- 8 監事は会計を監査し、本会が行う事業について監査し、必要に応じて会長に対して指導勧告する。

第8条 (総会)

総会は、会長が年1回以上招集し、開催する。

- 2 総会に於いて議決権を有する会員は、以下の(1)及び(2)をすべて満たす会員とし、事務局は各総会の都度、名簿(以下総会名簿という)を作成する。また、運営については、以下(3)から(7)までとする。

- (1) 総会開催に際して、事務局が予め定める基準日(以下総会基準開催日という)に於いて、会員継続または、新規入会の意思表示をし、総会名簿登録に必要事項を申告した会員。
- (2) 予め定めた期日までに当該年度の会費の納入がある会員。
- (3) 総会開催の告知は、原則として開催期日の一か月前を目処として行い、その時期は運営委員会が決定する。
- (4) 前号の告知に際して、運営委員会は、総会開催基準日を総会開催予定日の1~2週間前で決定し、会員に周知するものとする。
- (5) 事務局は、総会が開催されるまでに、総会名簿に記載された会員資格に関して検査、確認するものとする。
- (6) 総会は、総会名簿に掲載された会員の過半数の出席(出席者数を超えない委任状の数を含む)により成立する。
- (7) 総会における議決事項は以下の事項とし、過半数によって議決する。尚、議長は裁決に参加せず、賛否同数の場合は、議長がこれを決定する。
 - ①「地区まちづくり計画」(案)の承認に関する事
 - ②前号にいう計画(案)の住民周知に関する事
 - ③「地区まちづくり計画」(案)の市長提言に関する事
 - ④本会則の変更に関する事
 - ⑤本会の役員及び運営委員の選定に関する事

⑥事業計画、予算編成、決算に関すること

⑦その他、新たに生じた運営に関して重要な事項

(8) 各総会に付議する具体的な議題は、運営委員会に於いて決定する。

(9) 議長は、副会長が務めるものとする。なお、全副会長が欠席の場合は会長が議長を務めるものとする。

(10) 議長は、多数の意見を聞くために必要と認められたときは、発言時間を制限できるものとする。議長は、会議の円滑な進行を図るため総会の議事を混乱させ妨害する者がいる場合には、注意を促さなければならない、やむを得ない場合は退席させることができる。

(11) 動議の採決は、出席者の過半数により決定する。

(12) 事務局は、総会名簿を総会成立の判断及び決議事項の採決の有効性を確認するため以外に使用されないよう適正に管理する。なお、総会終了後も、事務局は5年間これを管理するものとする。

(13) 事務局は議事録を作成し、議案書とともにこれらを永久保存する。

第9条 (役員会)

役員会は、第7条に定める役員をもって構成し、正副会長が必要と認めたときに会長が招集し開催する。ただし、役員会の構成員の過半数の請求があったときは、会長が速やかに会議を開催しなければならない。

2 役員会の議長は、会長が行う。会長が不在の際は副会長が行う。

3 役員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。

(1) 総会に提出する議案に関する事項

(2) 運営委員会並びに部会からの提案に対する審議に関する事項

(3) 行政と協議、調整すべき案件の調整及び方針に関する事項

(4) 事業の執行に関する事項

(5) その他必要と認める事項

4 会長は、前項各号に掲げる事項について、特に重要で急を要し、かつ、役員会を開催する暇がないと判断した

場合に限り、役員会の構成員に対し書面による稟議を行い決することができる。この場合には、直近の役員会に於いて報告するものとする。

第10条 (運営委員会)

第6条に定める運営委員会は、協議会の円滑な運営を目的とする。

- 2 運営委員会は、委員長の判断により適宜開催し、運営委員の定数の3分の1以上の出席にて成立する。
- 3 運営委員会に於いて決定すべき事項は、出席者の過半数の賛成をもって決定する。
- 4 運営委員会は、協議会の運営に関する以下の事項について決定する。
 - ① 関係団体との交渉の対応に関すること
 - ② まちづくり専門家派遣の申請、市助成金の申請及び精算に関すること
 - ③ 総会の運営及び総会開催基準日の設定に関すること
 - ④ 第6条第3項に規定されている指定日の設定に関すること
 - ⑤ 部会の設置、運営に関すること
 - ⑥ 作業グループの設置、運営に関すること
 - ⑦ 広報等の発行に関すること
 - ⑧ その他、協議会運営に必要なこと
- 5 運営委員会は、事務局が議事録を作成し、これを永久に保存する。

第11条 (部会)

部会は、第3条に定めるまちづくりに関する構想並びに計画を行うものとする。

- 2 部会は、会員全員が誰でも参加できるものとする。
- 3 部会は、第8条第7項第1号に定める「地区まちづくり計画」(案)の総会提案に関することを、出席会員の過半数をもって決定する。
- 4 部会は、必要に応じて作業グループを設置し、作業グループの選任を行う。

- 5 部会を統括する副会長は、多数の意見を聞くために必要と認められた時は、発言を制限することができる。また、会議の円滑な進行を図るため、部会の議事を混乱させ妨害する者がある場合は、注意を促さなければならない。

第12条 (運営等)

協議会は、事務局を原則として、会長の自宅または事業所に置くものとする。

- 2 会費の納入は、原則として、協議会が発行する納付書によって、所定の金融機関（振込手数料は会員負担）または事務局内にて納入するものとする。尚、会費の納入は、第8条第2項に定める総会基準日を考慮したうえで会員に周知を行うものとする。
- 3 会費は、年間1,000円とし、納入後は原則返金をしない。
- 4 協議会は、毎年9月1日より翌年8月31日までを事業年度とする。

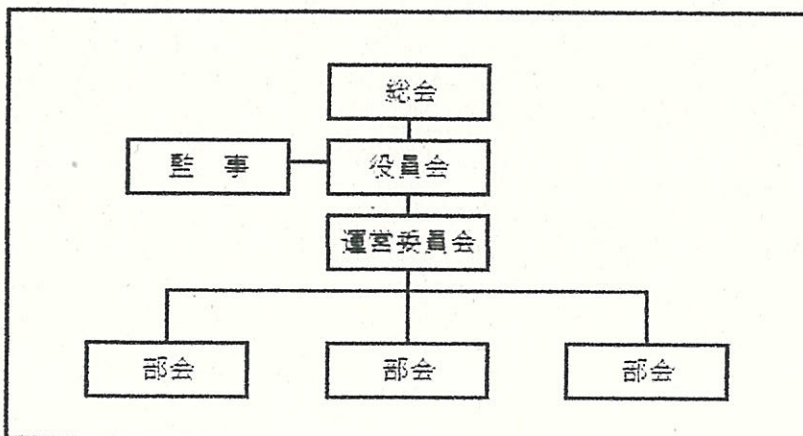
第13条 (委任)

この会則に定めるもののほか、必要な事項については、役員会で定める。

付則

この会則は、令和2年 月 日から施行する。

組織図



組織図

この会則は、令和2年 月 日、第 回のこの会則は、令和2年 月 日、第 回のこの

附則

この会則に定めるもののほか、必要が事項については、役員会で定める

第13条 (役員)

4 取締役会は、毎年9月1日より翌年8月31日までの事業年度とする。

3 会費は、年間1,000円とし、納入額は前年度末までとする。

で役員に選出されるものとする。

大会役員に選出されるものとする。尚、会費の納入は、第8条第2項に定める総会招集日とする。

2 会費の納入は、原則として、総会会費を納入する納入者として、所定の金額（総会手数料は会員別）を

納入者は、申請書を添付して、会長の自らまたは専任者に届くものとする。

第12条 (役員等)

この会則の施行を阻害するもの、前条の業務を阻害する旨のある場合は、任意で取り除かれる

2 前条に規定する役員等、その他の役員等、この会則の趣旨に反する行為をなした場合は、役員を解任することとする。